

# Pragma Letter

プラグマレター

最新情報をお届けします

2024年  
7月

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。  
7月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

## 給与・社会保険

### ・労働保険料の年度更新

概算・確定保険料の申告納付 **6/3 ~ 7/10**

### ・算定基礎届の提出 **7/1 ~ 7/10**

(組合健保の場合は、別途指定日があるところもあります)

### ・住民税の特別徴収(令和6年度分)

令和6年7月分から定額減税対象者も特別徴収されます

※ご注意※

このスケジュールやトピックスは給与・社会保険、会計・税務全般の内容となります。それぞれのお客様には該当しない部分もございますので、予めご了承ください。

## 会計・税務

7/10 (水)	6月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
	納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月)の納付期限
7/31 (水)	所得税の予定納税額の減額申請の期限
7/31 (水)	5月決算法人の確定申告の期限 <法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人事業所税・法人住民税>
	11月決算法人の中間申告の期限 <法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人住民税>(半期分)
9/30 (月)	所得税の予定納税額の納付の期限(第1期分) ※例年は7/31ですが、定額減税の影響で2ヶ月程度延長されました

※申告や納期限が土・日・祝日にあたるときは、その翌日が期限となります

## [ 労務情報 ] ROUMU INFORMATION

被保険者数が51人以上の企業等の **事業主** のみなさまへ

令和6年10月から

パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

現在

被保険者数  
101人以上の企業等

令和6年10月~

被保険者数  
51人以上の企業等

### 加入対象(短時間労働者)の要件は?

被保険者数51人以上の企業等(特定適用事業所)に勤務する以下の条件に全て該当する方が短時間労働者として加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 月額賃金が8.8万円以上
- 学生ではない

### 都内中小企業向け

誰もが働きやすい職場環境づくりに  
取り組む企業を支援します!

東京都

令和6年度  
東京都働きやすい職場環境づくり  
推進奨励金のご案内

奨励対象事業は次のプラン、コース・事業の中から選択し、  
下記の取組を実施した場合、合計120万円の範囲内で奨励金の支給を受けることができます。

最大120万円

《スケジュール》	事前エントリー受付日	申請書提出期限	事業実施期間 (3ヶ月以内)	予定社数	
				Iパターン	I+IIパターン
第1回	6月4日(火) 6月5日(水)	7月2日(火)	8月1日~10月31日	110社	20社
第2回	6月27日(木) 6月28日(金)	7月26日(金)	9月1日~11月30日	130社	35社
第3回	7月30日(火) 7月31日(水)	8月28日(水)	10月1日~12月31日	130社	30社
第4回	8月29日(木) 8月30日(金)	9月30日(月)	11月1日~1月31日	105社	10社
第5回	9月30日(月) 10月1日(火)	10月29日(火)	12月1日~2月28日	25社	5社

▼詳しくはこちら



こちらの奨励金申請をご希望の場合、  
**事前のエントリー**が必要です。

今回は**7月30日(火)・31日(水)**の**10時から15時**です。

株式会社プラグマ・社会保険労務士法人プラグマ・中井啓之税理士事務所

一人ひとりにファンがいる会社。  
常によりそう。共によりこぶ。

